

船舶事故等調査報告書

平成25年9月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第131号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年7月15日（日） 14時55分ごろ
発生場所	広島県廿日市市 ^{はつかいち} 巖島北東岸の包ヶ浦海水浴場沖 広島県 ^{えたじま} 江田島市所在の安芸絵ノ島灯台から真方位288° 1,800m付近 (概位 北緯34° 17.7′ 東経132° 20.6′)
事故等調査の経過	平成24年7月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ ^{さんまき} 三輝、5トン未満 270-43022広島、個人所有 B 水上オートバイ ^{ブルーマーリン} Blue Marlin、0.1トン 270-45848広島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型船舶操縦士 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に破口 B 右舷側に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、巖島北東岸にある包ヶ浦海水浴場沖を時速約30kmの速力（対地速力、以下同じ。）で北西進中、船長Aが、前方から接近するB船に水を掛けようとして接近し、至近距離で左転したところ、平成24年7月15日14時55分ごろA船の船首部とB船の右舷側とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、包ヶ浦海水浴場沖を時速約10kmの速力で南東進中、船長Bが、A船が避けるものと思い、A船と至近距離になってから、A船を避けるために左転したが、両船が衝突した。 船長A及び船長Bは、衝突の衝撃で落水した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期
その他の事項	船長A及び船長Bは、本事故当日、朝から包ヶ浦海水浴場でバーベキューなどを行っており、水上オートバイでお互いに水を掛け合っていた。 船長A及び船長Bは、飲酒はしていなかった。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、包ヶ浦海水浴場沖を北西進中、船長Aが、B船に水を掛けようと思い、B船の至近距離で左転したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、包ヶ浦海水浴場沖を南東進中、船長Bが、接近するA船を認めた際、A船が避けるものと思い、A船と至近距離にまで接近したことから、衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、包ヶ浦海水浴場沖において、A船が北西進中、B船が南東進中、船長Aが、B船に水を掛けようと思い、B船の至近距離で左転し、また、船長Bが、接近するA船を認めた際、A船が避けるものと思い、A船と至近距離にまで接近したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイ同士が接近する場合は、速力に応じた安全な距離を保つこと。